

令和8年3月吉日

高崎信用金庫

お客さま各位

「当座勘定規定」の改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。
当金庫では令和8年3月31日をもちまして手形・小切手の発行受付を終了するにともない、「当座勘定規定」を改定し「預金払戻請求書」による当座勘定の払戻しを開始致します。

ご不明な点がございましたら、お近くの当金庫本支店窓口までお問い合わせください。

記

1. 改定日

令和8年4月1日（水）

2. 「預金払戻請求書」のご利用について

- ・「預金払戻請求書」による当座勘定の払戻しは、口座開設店に限らせていただきます。
- ・お取引の際には以下をご持参ください。

○個人（口座名義人）の方、法人（口座名義人）の代表者さまが来店される場合
当座勘定入金帳（当座勘定照合表も可）、ご本人さまの顔写真付の公的な本人確認書類

○法人（口座名義人）で経理担当の方等が来店される場合
当座勘定入金帳（当座勘定照合表も可）、来店される方の顔写真付の公的な本人確認書類、来店される方と法人との関係がわかる書類

3. 改定となる規定

- ・当座勘定規定（一般用）
- ・当座勘定規定（専用約束手形口用）

<本件に関するお問い合わせ先>

高崎信用金庫 事務管理部 TEL 027-360-3442

以 上